

第6期千葉市地域福祉計画骨子(案)

千葉市保健福祉局健康福祉部地域福祉課

第6期計画全体構成

I	策定にあたって	・ 策定趣旨 ・ 計画の位置づけ ・ 計画期間
II	地域福祉を取り巻く状況	・ 各種統計データ ・ 国や県の動向 ・ 今後の課題
III	計画の体系	・ 計画の構成 ・ 圏域の考え方 ・ 基本理念
IV	<取組項目 1 - 1> 地域での取組み	・ 地域における共通の課題解決に向けた取組み
	<取組項目 1 - 2> 地域での取組みへの行政や社協の支援策	・ 地域の取組みへの補助制度や周知啓発施策
V	<取組項目 2> 市全体の基盤整備	・ 市や社協が中心となって取り組むべき地域生活課題 ・ 市全域で中長期的な視点を持って進めていくことが必要な取組み
VI	<取組項目 3> 包括的な支援体制	・ 分野横断的に取り組むべき課題に対する地域の取組みや多機関による包括的支援体制
VII	計画の推進	・ 計画の推進体制 ・ 評価
VIII	成年後見制度利用促進基本計画	・ 成年後見制度の利用促進に向けた基本方針、施策の体系及び展開
IX	再犯防止推進計画	・ 再犯防止に向けた基本方針、施策の体系及び展開
	巻末／資料編	

I 策定にあたって

1 策定趣旨

(1) 背景

- 地域社会のつながりの希薄化及び地域社会から孤立する世帯の増加
- 地域生活課題の複雑化・複合化
- 少子高齢化と人口構造の変化
- コロナ禍による地域活動の停滞



- 地域生活課題が深刻になるまで顕在化しない
- 地域活動への無関心層の存在
- 地域生活課題の解決が難しくなる
- 担い手の高齢化・人材不足
- 地域活動のノウハウの継承に影響



I 策定にあたって

1 策定趣旨

(2) 地域共生社会の実現を目指して

第5期地域福祉計画の成果と課題を明確にしたうえで、地域と市がより一体となり、中長期的な視点を加味して、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う『地域共生社会の実現』を目指し、様々な取組みを進めていきます。

(3) 地域の取組みと市・社協の取組み

地域の取組み

地域において日常生活における地域生活課題を解決するために行う取組み

市・社協の取組み

地域の取組みへの補助制度や周知啓発施策、市全域で中長期的な視点を持って進めていくことが必要な取組み、包括的支援体制

I 策定にあたって

2 計画の位置付け

(1) 根拠法令

- 千葉市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定による「市町村地域福祉計画」として策定しています。
- また、地域福祉に関連性のある次の計画も盛り込みます。
 - 1 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定による「市町村成年後見制度利用促進基本計画」
 - 2 再犯の防止等の推進に関する法律第8条による「再犯防止推進計画」

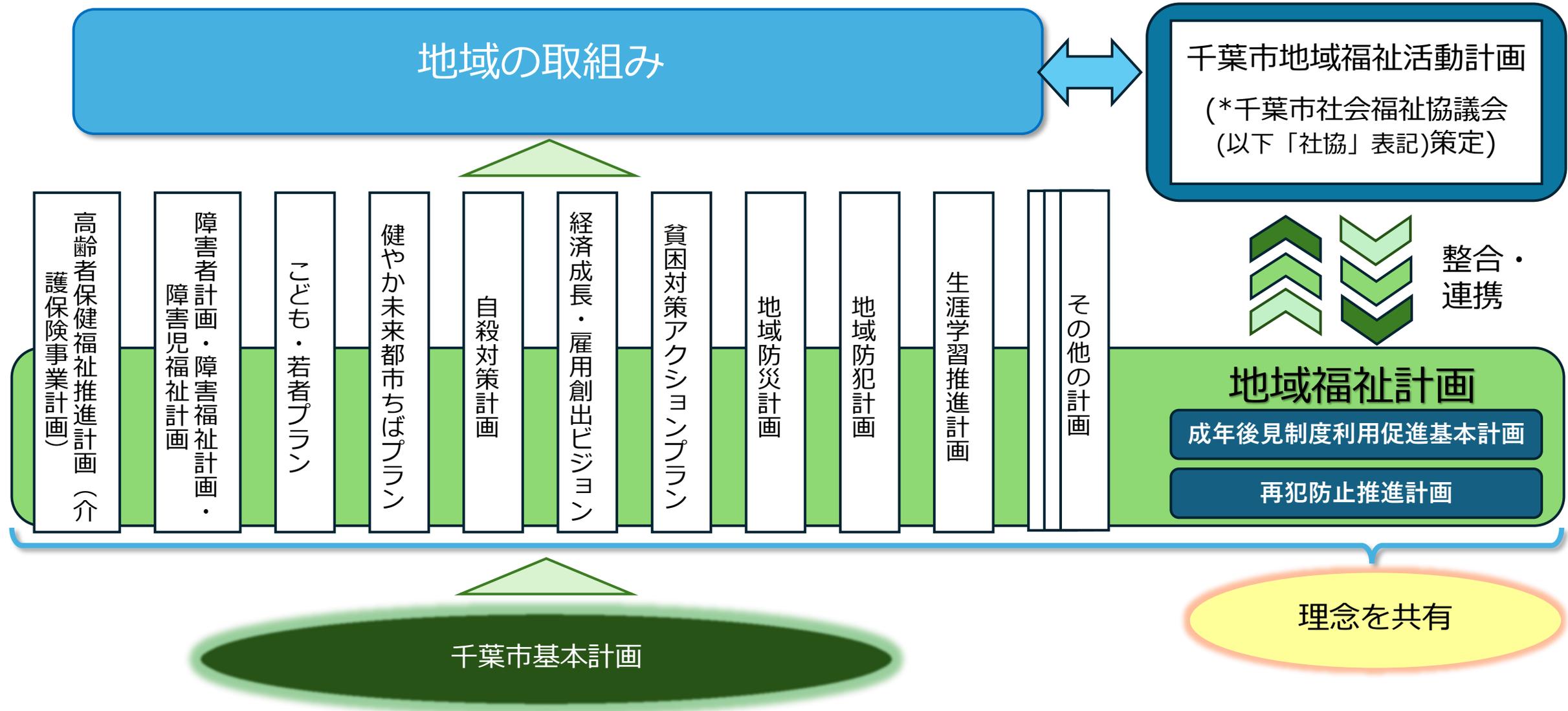
(2) 他計画等との関係

- 保健福祉分野に関し共通して取り組むべき事項を定める横断的な計画として策定
- 社協が策定する地域福祉活動計画との連携・協働のさらなる推進を図ります。

I 策定にあたって

2 計画の位置付け

(2) 他計画等との関係

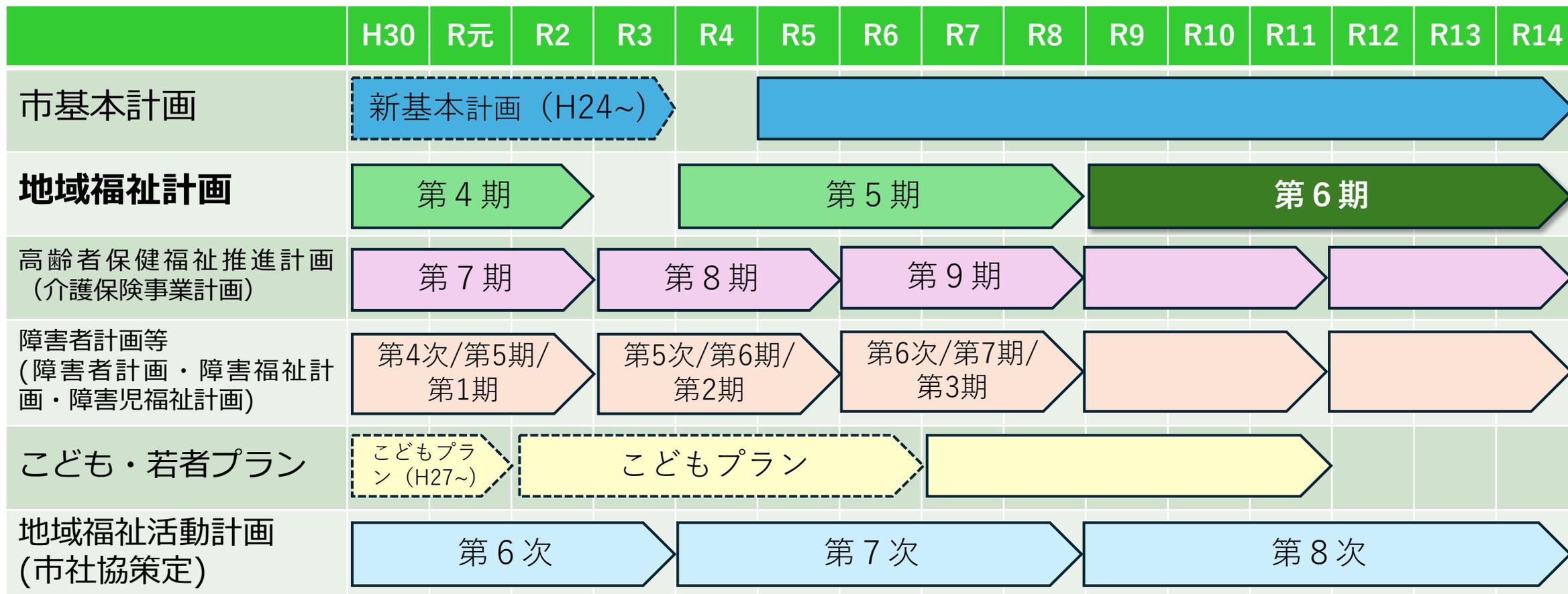


I 策定にあたって

3 計画期間

計画期間は、令和9(2027)年度から令和14(2032)年度までの6年間とします。

(参考) 地域福祉計画等の策定状況 (※予定を含む。)



Ⅱ 地域福祉を取り巻く状況

1 各種統計データ

(1) 少子高齢化に関するデータ

年齢別人口の推移、世帯構成の推移…

(2) 要支援者に関するデータ

要支援・要介護認定者の状況、認知症高齢者の状況、障害者の状況…

(3) 地域福祉を支える活動者に関するデータ

(4) 市民意識に関するデータ (WEBアンケート)

別紙参照

Ⅱ 地域福祉を取り巻く状況

2 国や県の動向

(1) 国の動向

ア 包括的な支援体制の整備

イ 孤独・孤立対策推進法の施行

ウ 頼れる身寄りがいない高齢者等への対応

(2) 県の動向

第四次千葉県地域福祉支援計画

Ⅱ 地域福祉を取り巻く状況

3 今後の課題

(1) 第5期地域福祉計画の推進状況

ア 市の取組み推進状況の推移 < 定量評価 >

イ 市の取組み推進状況の推移 < 定性評価 >

令和4～6年度の推進状況の概要
を掲載する予定です。

Ⅱ 地域福祉を取り巻く状況

3 今後の課題

(1) 第5期地域福祉計画の推進状況

ウ 地域の取組み推進状況の振り返り

- コロナ禍により地域活動は大きな打撃を受けました。活動が断絶してしまっただ事例もありますが、全体的に令和5年度以降、活動の規模・回数は再び増加傾向にあります。
- 限られた人数で活動を継続していますが、担い手が不足しているとの声が多く上がっています。
- 地域コミュニティの濃淡がエリアによって大きく異なっています。
- 地域生活課題の解決に向けて地域では見守り活動などを行っていますが、課題が複雑化・複合化してしまう事例もあります。

Ⅱ 地域福祉を取り巻く状況

3 今後の課題

(2) 第6期地域福祉計画への課題

○地域活動の活性化に向けて

担い手の減少・活動の停滞など地域によって地域活動が様々な困難に直面しているため、その地域に合った支援が必要です。

○地域生活課題の複雑化・複合化の予防、解決に向けて

地域生活課題が複雑化・複合化している事例が増えています。

- ・ 複雑化・複合化する前に地域の支え合いによって解決できるかも知れません。
- ・ 既に複雑化・複合化した課題には、専門機関等が連携し、包括的支援体制で解決に向けて取り組む必要があります。

○様々な主体の連携と協働

人口減少社会の中、地域生活課題解決のためには、市の庁内各分野での連携をはじめとして、市、社協、地域の団体、民間事業者、個人ほか様々な形で連携・協働して取り組む必要があります。

○高齢・障害・子ども・生活困窮分野における地域生活課題解決に向けて

地域生活課題の解決のため、各分野の取組みを効率的に進めていく必要があります。

○豊かな地域のつながりづくりに向けて

様々な理由により、地域コミュニティにおけるつながり意識が希薄化しているエリアがあります。できる限り多くの方が地域のつながりに参加できる環境づくりが求められます。

1 計画の構成

●本計画においては、第5期までの計画において区分していた「区計画」及び「市計画」の構成を見直し、各地域で共通的に実施されている地域生活課題を解決するための「住民主体の取組み」と、その取組を下支えする「市の取組み」を関連付けて掲載します。

●複雑化・多様化する社会課題に対応し、支援を必要とする人々が地域で安心して生活できるようにするため、多様な分野の専門職や機関が連携・協働しつつ、市全体の支援機能の拡充に努めるため、包括的な支援体制の整備について掲載します。

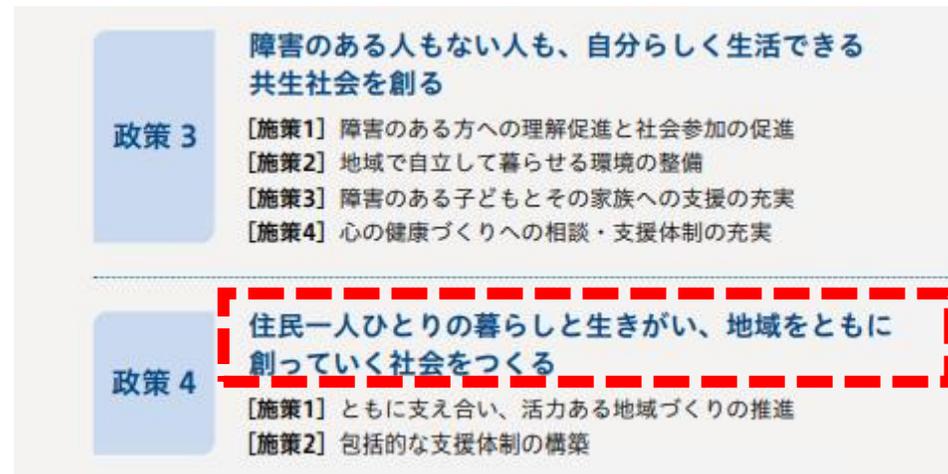
2 圏域の考え方

地域住民の皆様が社会資源と連携を図りながら主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる圏域について、本市においては地域福祉の推進主体の中心が社協地区部会であることを考慮し、概ね地区部会エリア（地区部会の活動対象区域＝概ね中学校区域）を核心としつつ、その他の各圏域についても、その期待される役割を明確にします。

3 基本理念・4 基本方針

- 本市の中長期的な市政運営の基本方針である「千葉市基本計画（計画期間：令和5～14年度）」の健康・福祉分野における政策の1つである「**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をつくる**」を位置付けています。同政策は、地域共生社会の考えと共通するものであることから、本計画における基本理念とします。
- また、基本目標「**地域共生社会の実現**」に向けて取り組んでいきます。

3 健康・福祉



千葉市基本計画（令和5(2023)～令和14(2032)年度）

1 地域における共通の課題解決に向けた取組み

● 地域生活課題の解決のためにも、地域活動の活性化が必要です。

● 担い手が不足しているとの声が多く上がっています。

● 地域コミュニティの濃淡がエリアによって大きく異なっています。

● 地域生活課題が複雑化・複合化しています。

☆ 地域活動の担い手に関すること

- 1 福祉教育の推進
- 2 ボランティア活動の推進
- 3 高齢者や障害者の社会参加

☆ 地域での支え合い、助け合いに関すること

- 4 居場所・仲間づくり
- 5 支え合い活動の体制づくり
- 6 地域での見守り体制について

☆ 地域活動の活性化に関すること

- 7 健康づくりについて
- 8 地域の機関・団体等との連携について
- 9 地域での交流機会の創出について
- 10 地域活動情報の収集・発信

☆ 地域の安全・安心に関すること

- 11 防犯・安全対策
- 12 防災対策について

IV-2 地域での取組みへの行政や社協の支援策

2 地域の取組みへの補助制度や周知啓発施策

※掲載している施策は、イメージとして第5期計画の掲載事業をあてはめているもので、今後検討・調整していくものです。

取組方針

☆ 地域活動の担い手に関すること

【市】 ちばし地域づくり大学校、シニアリーダー養成講座、食育推進員の養成

【社協】 福祉教育の推進、ボランティア活動の促進、社協地区部会活動の支援

☆ 地域での支え合い、助け合いに関すること

【市】 認知症カフェ設置促進、地域支え合い型訪問支援・通所支援、高齢者ごみ出し支援、ひきこもりサポート、子育てサークルの支援

【社協】 地区部会活動支援、コミュニティソーシャルワーク機能の強化

☆ 地域活動の活性化に関すること

【市】 市民自治の推進、区役所を中心とした地域支援プラットフォームの構築、福祉講話の実施、総合的な学習の時間を通しての福祉教育

【社協】 地域福祉に関する情報提供、社会福祉法人の「地域における公益的な取組み」の支援

☆ 地域の安全・安心に関すること

【市】 避難所運営委員会の設立育成・活動支援、市民防犯活動の支援、自主防災組織の育成

【社協】 災害ボランティアセンター設置・運営体制整備

※掲載している施策は、イメージとして第5期計画の掲載事業をあてはめているもので、今後検討・調整していくものです。

取組方針

☆ 様々な形式・主体の連携と協働（庁内・庁外）

【市】地域共生社会事業部を通じた庁内連携、地域支援プラットフォームの構築、多職種連携の推進、参加支援事業（包括的な支援体制）

【社協】コミュニティソーシャルワーク

☆ 権利擁護・虐待防止

【市】虐待防止（高齢者・障害者・児童・DV）、日常生活自立支援事業、里親制度の推進、成年後見制度

☆ 生きづらさを抱えている人への支援

【市】ひきこもり、生活困窮者自立支援、自殺対策、障害者支援、子どもナビゲーター

【社協】生活支援コーディネーター

- 市全域で中長期的な視点を持って進めていくことが必要な取組み（規模・費用面等）
- 市や社協が中心となって取り組むべき地域生活課題

● 「包括的な支援体制」とは、地域住民や支援関係機関が相互に連携・協働し、支援を必要とする人々や家族に対して、そのライフステージや状況の変化に関わらず、途切れることのない一貫した総合的な支援を、地域の実情に応じて提供する仕組みを地域全体で作り上げることです。

☆ 相談支援

- 包括的相談支援事業
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- 多機関協働事業

☆ 参加支援

☆ 地域づくり支援

1 計画の推進体制

(1) 地域の体制

社協地区部会を主な推進主体とし、町内自治会、民生委員・児童委員ほか様々な団体や個人と連携・協働しながら地区部会エリアを中心として地域活動の推進を行います。
また、区支え合いのまち推進協議会において、事例や地域生活課題の共有などを通じて団体間の連携を目指します。

(2) 市の体制

地域共生社会の実現に向けた施策について部局横断的に幅広く検討を行う「地域共生社会推進事業部」を活用して市の内部連携を図ります。

(3) 市と市社協の連携

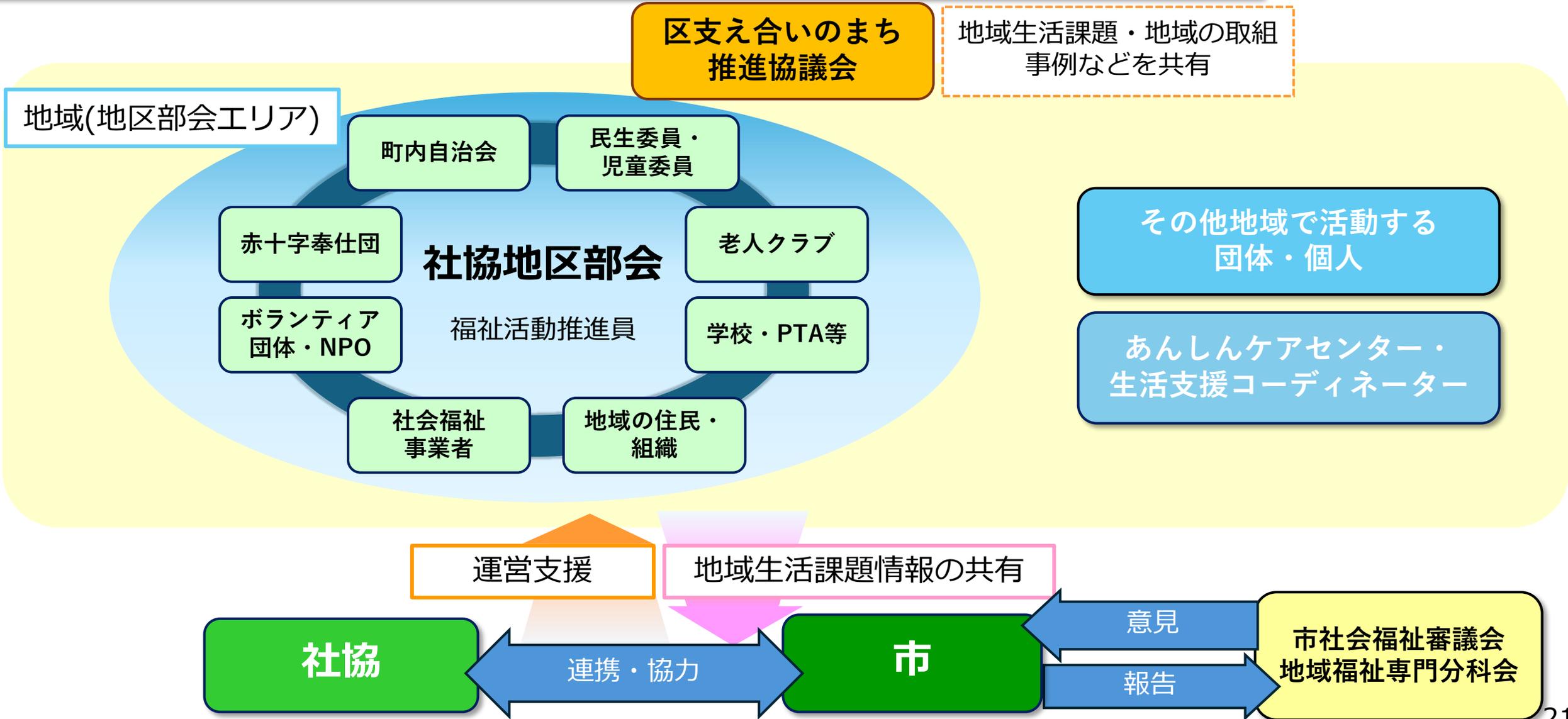
地域活動を支援するほか、市全域で中長期的な視点を持って進めていくことが必要な取組み（規模・費用面等）や市や社協が中心となって取り組むべき地域生活課題について連携して取り組んでいきます。

(4) 千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

市の附属機関として地域福祉の推進状況や計画の進捗状況及び評価について検討・審議します。

VII 計画の推進

1 計画の推進体制（イメージ）



2 計画の評価

今後検討します。

(1) 計画全体に係る評価

市民アンケートなどを活用し、計画全体の成果が評価できる定量的な指標を設定します。

(2) 地域における共通の課題解決に向けた取組みに係る評価

各取組方針に対応した指標を設定します。

(3) 市・社協の取組みに係る評価

各取組方針に対応した指標を設定します。